

第17回 八代市都市計画審議会 議事録

日 時 令和2年2月5日(水) 14:00～15:30

場 所 八代市役所千丁支所2階大会議室

議 題

議第1号 八代都市計画下水道の変更

議第2号 八代都市計画用途地域の変更

議第3号 八代都市計画特別用途地区(大規模集客施設制限地区)の変更

議第4号 八代市景観計画(案)について(意見聴取)

【議事の経過】

1. 審議会の成立

委員総数 15 名中、12 名の出席により成立

2. 会長選出

3. 議事録署名者の指名

4. 議事

(会長)

それでは議事に入りますので、事務局に議案の説明をお願いします。

(事務局)

それでは、事務局より議案を説明致します。

議案 4 ページをお開き下さい。本日は議事として議第 1 号から議 4 号につきましてご審議頂きたいと思っております。

議案 5 ページに都市計画審議会で審議する事項を並べておりますが、このうち、議第 1 号から 3 号については 1 項目目、【市が決定しようとする都市計画についての審議】、議 4 号については 4 項目目、【他の法令によりその権限に属された事項】として、景観法に基づく意見聴収となっております。

ここで、皆様にはお願いですが、本日まで、本委員会の会長が不在でありました関係上、議案 6 ページから 9 ページまでに記載する本審議会への付議にかかる文書番号が空欄となっております。本日、会長が決定し、市長から本審議会への付議が可能となりましたので、この空欄に只今取得しました文書番号の 941 番をご記入していただければと思います。ご協力をお願いします。

では改めまして、議第 1 号について、担当課の下水道建設課より説明をお願いします。

(事務局)

よろしくお願いします。議案をご説明いたします。

[以下、議案書の読み上げ]

(会長)

議第 1 号について、事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問があれば挙手

をお願いします。

(会長)

意見がなければ、議第 1 号については原案通り可決ということに致しますが、よろしいですか。

(各委員)

はい。

(会長)

それでは、議第 1 号については、原案通り、可決致します。

(会長)

次の議事ですが、議第 2 号、議第 3 号については、関連があるということですので、一括して事務局から議案の説明をお願いします。

(事務局)

よろしくお願いします。議案をご説明いたします。

[以下、議案書の読み上げ]

(会長)

議第 2 号、議第 3 号について、事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問があれば挙手をお願いします。

(会長)

意見がなければ、議第 2 号、議第 3 号については原案通り可決ということに致しますが、よろしいですか。

(各委員)

はい。

(会長)

それでは、議第 2 号及び議第 3 号については、原案通り、可決致します。

(会長)

続きまして最後の議事ですが、議第 4 号については、景観法に基づく意見聴取とい

うことです。事務局より説明をお願いします。

(事務局)

よろしくお願いします。議案をご説明いたします。

[以下、議案書の読み上げ]

(会長)

議第4号について、事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問があれば挙手をお願いします。

(A委員)

56 ページの「景観重要樹木」とは、どういうものを指定するのですか。杉だとか桧だとか個別の樹木になるわけですか？

(事務局)

指定の基準につきましては、「樹形や樹高、美観が優れていること」、「風土や暮らしに根づいた地域の象徴的な存在であること」、「歴史的・文化的に価値が高いこと」、「地域に親しまれており地域で守っていききたいという意思のもと住民等による維持管理が行われていること」などがあります。例えば、ご神木や地域のシンボルツリー、桜並木などが挙げられます。そういう樹木を地域の皆さんから指定したいという提案があり、指定された場合は、その樹木が無くならないようにしなければなりません。そのためには、剪定や害虫駆除などの維持管理費が必要になりますので、管理者が維持管理を行う上での支援も市の方で検討することが出来ます。

(A委員)

どうもお世話になりました。ありがとうございました。

(B委員)

私たちも景観、見栄えというのを大変重要に考えているところでございますが、届け出なく見栄えを損なった場合は、どういう対応をされるのですか。

(事務局)

届け出がなく行為がなされた場合で、その内容が基準に適合していた場合は、届出を行うよう指導をします。基準に適合しない場合は、是正のお願い、もしくは、今後塗り替えをする際に、基準に適応するよう指導します。ただし、届出は許認可とは違い、

原則、強制力はありませんので、罰則までは、今のところ考えておりません。

(B委員)

もう一点いいですか？

(事務局)

はい、どうぞ。

(B委員)

田舎の景観について、人口減少と高齢化により、良好な景観が維持できない場合が想定されます。「深謀遠慮」という言葉がありまして、今を深く見つめ、将来まで計画するということが大事ですけれど、今後、高齢化が進むと、田舎の素晴らしい見栄えが損なわれるということに繋がってくると思います。そこで、今後の対策について、どうお考えかを事務局にお尋ねします。

(事務局)

昔の建物や農村の風景など、高齢者の方が維持管理をされている場合が多いと思います。景観計画の中でも、泉町の棚田など、担い手が不足していることを課題に挙げております。その具体的な対策は景観計画には定めていないのですが、農業用地だったら関係機関と連携した担い手確保等の支援策を考えていく必要があると思っております。また、少子高齢化ということで、子どもたちも少なくなってきた担い手がいないうということなんですけど、学校の地域学習等で、景観とはどういうものか、景観を考えてもらう機会をつくっていきたいと思います。八代市に誇りを持ってもらえるような、子どもたちが八代に残って働きたい、暮らしたいと思えるような景観をつくっていくため、具体的な施策を景観計画や景観条例に基づき実施していきたいと考えております。

(C委員)

令和元年 9 月 1 日に景観行政団体へ移行となっておりますが、移行した場合のメリットはあるのでしょうか？

(事務局)

国が定めた景観法というものがあります。景観法では、景観はそれぞれの地域で特性が違うので、地域の特性を伸ばしていくため、地域で計画や条例を作って景観形成をやっていってくださいとうたわれています。そういうことで、これまで、本市の景観行政は、熊本県により実施されておりましたが、本市が景観行政団体になることで、市

独自のルールで景観形成を進めていくことができますし、景観法の支援制度を活用できるようにもなります。また、景観に配慮した整備やルールに基づく修景を行う場合は、国の補助金を活用できることが可能になります。ですが、本市が考える一番のメリットは、八代らしい独自の魅力、景観づくりをやっていけることだと感じております。

(C委員)

独自に何でもできるんですね。

将来的に補助金が出るとか、一番知りたかったのはそこです。

(事務局)

支援については景観条例にも定めておりますが、あくまでも、それは制度を作っただけでございますので、今後は、補助金の交付要綱を定めたり、国の交付金の活用、予算の調整を図りながら、支援策を検討していきたいと考えております。

(C委員)

しっかり計画立てて。補助金が出るように。

(D委員)

今、この制度を作ったばかりということで、これからいろんな項目を定めていくということで、少し安心したような、安心できないような気がします。条例は、やはり地方自治体の法律でございますから、私たちも議会でいろいろ条例を作るときは、最悪のことまで想定しながら条項を作っていくんだけど、今聞いてるとちょっとざっくりすぎて、ちょっとこの…計画や条例を定めるということだけが先行していつているような気がする。周辺山間部の問題なんか先ほど委員の方からも言われたんだけど、周辺山間部はもう各地区の4割ぐらいが空き家ですよ。住まなくなった家は2～3年で朽ちてしまっただけでね、解体するお金もかかるからということでそのまま放置されている現状があるわけですよ。そういうのは確認してますか？そういう状態になっていることを確認したうえで、自然をどうのこうのということ言ってるの？

(事務局)

そういう空き家があるというのは承知しています。

(D委員)

それと加えて、景観資源の資料の中に、もう学校が統合して廃校になっている校舎があります。地元からは、もう50何年になって早く解体してもらわなければ危ないと言われている地区があるのに、景観資源等の遺産というふうに言われると、触れなくな

っちゃうよね？危険物だとかがあっても。これ市の持ちものですよ。そういうところはどうやっていくんですか？

（事務局）

遺産といっても、危険なものを残しましょうという考えは、まずありません。あくまでも維持管理ができて、残したいという地域のみなさんの合意のもとに残していくということでございますので、すべてを残していくということではございません。残しておいたら危険なもの、維持管理できないものは解体する必要もあると思います。維持管理や危険性と景観とのバランスを取っていく必要があるのかなということで、なんでもかんでも残すということではございません。

（D委員）

こうやって（景観計画案 P102 ページ眺めの小路のページに記載）指定してあるとそう感じるわけですよ。感じませんか？なぜそのときにもうちよっと配慮してこれを外さなかったのかと私は思いますよね。要望書として挙がってきている建物ですよ。そういうものが載っているということ。

（事務局）

どちらの建物でしょうか？

（D委員）

いいよあとで。みなさんご存じないんだから。もうちょっと、こういうことは配慮せんかね。こうやってきたら、地元は「ああ、これはもう無理なんだな。」って。総合計画の中にもこれは記載がない。（廃校した学校を）地域で守るなんてできるもんじゃないだろうって、そこ。そんなところが少し配慮が足りないかなあって思ってね。言うのは簡単だけど。ちゃんと分けて、ゾーン分けてやられてるのは立派なことだけど。まちなかとはちょっと違うんだよね。

（事務局）

景観計画を定めて、ある程度はこういう方向で行きましようというものをみなさんにお示ししているということで、これから地元のみなさんと話し合いをしながら、作り上げていくという方向性的なものを示しております。それと、資料につきまして、担い手がないということで里山が減って景観が維持できないところはあるかと思いますが、現時点で、配布資料に付けておりますのは、こういうところを歩いたら、ちょっとホッとするような景色があるよというものを、一部ご紹介させていただいているということで、「普段は気付かないと思いますが歩いてみてください、みてください」というものを、載

せさせていただきます。今から作る中では、いろんな関係機関と連携を図りながら景観というものを考えていかなきゃいけないと思っております。この計画で方向性を示させていただいたということで、今からみなさんと話し合いながら、シンポジウムであったり、地元のみなさんとの会話の中で景観というものについて向き合っていきたいと考えております。ですので、この景観計画はこういう方向で、八代市の景観を作っていくっていいんですか？というものを示させていただいたというふうに考えていただければと思っております。

(D委員)

(事務局が言われる説明が)分からんじゃないのではなくて、私は(この計画案から感じるものを)質問をしたわけです。今からだって景観計画を具体的にいろんな項目に適応していくことについて、ときにね「なんで？なんで？」て、一般の方だったら言われると思うよ。今のこの資料だけではね。だから逆に心配なの。これは作っていくのに一年ぐらいじゃ終わらないよ。そういうのを詰めていったら。「市の対策も無しに、こんな条例(計画)を勝手に作ってくれて」と言われるのがおそらく出てくるだろうと思う。特に、地域を一生懸命やっておられる自治会長さん、市政協力員のみなさんから意見が出るんじゃないかなと、逆に心配ですよ。まちなかでもそうだろうと思うよ。いろんなマンションがいっぱい建って、ちょっとしたことでトラブルになることが多い時代に、こんなやって繋がっていくのかなあ？そのあたり市民の方まで周知していけるかなあというならば、もうちょっと具体的にしっかりした、「これからやりますから。」というだけで話が通じていくんだろうか？というような心配があります。いかがですか？

(事務局)

景観審議会等の場で検討を行いながら、具体化していければと考えています。

(D委員)

具体化できないときは？

(事務局)

今後、地域の出前講座とかも活用しながら検討していきたいと思えます。

(D委員)

「総合計画による」なんて書いてあってもね、総合計画が詳細には書いてないので。これと一緒に、景観条例(計画)の、この申出と一緒にね、ボワ〜としたものでしか書いてないので。だから、そこにどうやって…そらもう、ここまでやりましたって言えば

それまでだろうけど。それは、あくまでも行政からの一方的な意見であってね、市民から見た目線とは全然違うところにあると思いますよ。精一杯今言ったことをね、注意点として聞いてもらえれば。よろしくお願いします。まっとうにやってもらえるのはいいことだから。

(B 委員)

今、委員さんがおっしゃったとおりですよ。方向性というのは分かりました。しかし、やっぱりスピード感を持ってやってもらいたい。そして荒廃した風景なんていうのは、景観を損ないますからね。「ああ、こんな廃れたところは、わあ、見て良かったなあ。私たちはこういうふうにありたくないわあ。」て、そういうふうと思うかもしれない。スピード感。それは当然分かっていることだろうと思うけど。

(事務局)

承知しました。

(会長)

他にご質問はありませんでしょうか。

(会長)

他に意見がなければ、議第 4 号について、以上を意見として、市長に報告したいと思います。

(会長)

それでは、本日の議案は以上ですので議事を終了します。結果につきましては、私から市長へ答申しておきます。進行を事務局へお返しします。ご協力ありがとうございました。

終了